文

原判決を破棄する。

被告人Aを懲役三年六月及び罰金三〇、〇〇〇円に、被告人Bを懲役八 月及び罰金五〇、〇〇〇円に処する。

被告人Aにつき原審における未決勾留日数中ニ一〇日を右懲役刑に算入 する。

被告人らが右罰金を完納することができないときは金一、〇〇〇円を一 日に換算した期間当該被告人を労役場に留置する。

但し被告人Bに対し本裁判確定の日から二年間右懲役刑の執行を猶予す る。

原審における訴訟費用は全部被告人Aと原審の相被告人C、同Dとの連 帯負担とし、当審における訴訟費用は全部被告人両名の連帯負担とする。

由 被告人Aの弁護人本間大吉の強盗傷人被告事件に関する控訴の趣意は記録編綴の 同弁護人作成名義の控訴趣意書記載のとおりであり検察官の売春防止法違反被告事件に関する控訴の趣意は広島地方検察庁呉支部検察官検事村上三政作成名義の控訴 趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は弁護人本間大吉作成名義の答弁書 記載のとおりであるからここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

被告人Aに関する弁護人の事実誤認の論旨について (省略)

第二、

二、 被告人A、同Bに関する検察官の論旨について 、 所論は、原判決は建物の貸主において当初情を知らずにこれを貸与した後 借主が同所で管理売春を行つていることを知つた場合に、その後引続いて賃貸 借契約を更新して借主に同建物の使用を継続させたというだけで、直ちに売春防止 法第一三条第二項所定の建物提供罪が成立すると解するのは相当でなく、かかる場 同罪が成立するためには、契約更新のほかにこれに附随してその貸主が、借主 の管理売春をする行為を容認し、これを幇助する意図の推測される事実が存することを要すると判示しているが、右の場合賃貸借契約を更新して当該建物を引き続き貸与する行為は、とりもなおさず同法第一三条第二項の建物提供行為と解すべきであって、原判決のごとく契約更新の事実のほか借主の管理売春行為を容認し、これ を幇助する意図の推測される事実の存在を必要とするものと解すべきではない。仮 に原判決の右見解が正当なりとしても被告人らにはEの管理売春行為を容認し、 れを幇助する意図を有していたことを推測せしめる事実が認められるから、被告人らの契約更新は同法第一三条第二項に該当するものであると主張するのである。

〈要旨第一〉そこで判断するに、売春防止法第一三条第二項は同法第一二条所定の 業(以下管理売春と略称する)をする者(/要旨第一)に対する幇助行為のうち、その業に要する資金、土地又は建物を提供する行為を特に悪質なものとして重く罰する 趣旨で独立罪として規定したものであるが、もとより貸主において借主が管理売春をなすことの認識あるを要し、反面右認識の下にこれに要する建物等の提供をなし た場合には、それのみで管理売春を幇助する意思を推認することができるし、しか も右規定を輔助犯に独立性を認めた独立罪と解する以上、正犯としての管理売春の 罪の成立をまたないで当然同法第一三条第二項の罪が成立するものと解すべきであ つて、原判決の如く、同条の罪が成立するために更に右認識のほか管理売春の所為 を容認し、これを幇助する意図の推測される事実をも必要とすると解すべきではな い。しかして同条項に所謂「建物の提供」(本件では建物の賃貸借契約の更新が問 題となつているので、以下建物の賃貸借の場合についてのみ考察することとす る。)とは、その建物を借主において管理売春の用途に使用し得る状態に置く所為 と解すべく、右所為はもとより作為であると不作為であるとは問うところではない が、賃貸人において当初賃貸する際には、賃借人がその賃借家屋を管理売春の用途 (要旨第二〉に使用することを知らなかつたけれども、その後賃貸期間中途に右情を知つた場合、その知情の時以後右賃</要旨第二〉貸借契約を解消せしめる手段を講じないでそのまま使用せしめたとしても、これを以て当然前記「建物の提供」があったものと解し、前記法第一三条第二項の刑事責任の負損せしめることはできないと いうべきである。何となれば、賃貸人は、契約期間内は賃借人に対して賃貸家屋を 使用収益させなければならない法律上の義務を負担しているのであるから、右知情 の時以後もこれをそのまま引き続いて賃借人に使用せしめていることは、その義務 の履行としてやむをえないものであつて、賃貸人としては、賃借人が賃借家屋を管

理売春の用途に使用していることを以て借家法第一条の二に所謂「正当の事由」に該当するとしてその賃貸借契約を解約する権利を取得することはあるとしても前記契約上負担する使用収益義務との関係において、この権利を行使するなど契約を解消しなければならない作為義務を負担するとは解せられないので、賃借人をしてそのまま使用せしめたことを以て、不作為による所謂「建物の提供」が成立すると解することは困難であるからである。

三、 しかして本件につきこれをみるに、記録中の被告人Aの検察官に対する同年二月二〇日附供述調書、被告人Bの司法警察員に対する同年二月九日附、検察官に対する同年二月一六日附各供述調書を総合するとつぎの事実が認められる。

すなわち、本件建物はもと被告人A(以下被告人Aという)が所有者F、その後 Gから賃借し被告人B(以下被告人Bという)が同建物内において管理売春をこと していたところ、売春防止法違反の罪に問われたため、自らはこれを業とでを止め、その一部を昭和三六年一〇月一日から、被告人Bが、被告人Aを代理して Eに対し賃料一ケ月一万八千円、夜具一切の賃料一ケ月一万二千円、敷金三万円の 約で転貸することとし、当時所有者のGが本件建物以外の他の賃貸家屋につき明け 渡しを求めていて、早晩、本件建物についても明け渡しを求めることが予想される 状況に至つたので、一応期間を一年と定めたが、期間内でも被告人らが所有者 明け渡しを求められた場合には、何時でも明け渡すべきことを口頭で約した。

Eは本件建物においてH旅館を経営したが、昭和三七年九月末、賃借期間満了の際、被告人Bは、Eが他の建物で同年一二月一五日バーを開店することを目標にしていることを知つていたので、被告人Aと相談のうえ、契約更新はやむをえないと考えて、「家主から明け渡すよう言われているから一二月一杯で出て頂戴よ」と申し、三ケ月間に限り契約の更新を認め、一二月末の期間満了の際は、再びEの懇願により同女が現実にバーを経営できる時期まで一ケ月間明け渡しを猶予することにし、昭和三八年一月一六日前記強盗傷人事件が発生し、同時に売春防止法違反の嫌疑で取り調べを受けるに至つたことが認められる。

の嫌疑で取り調べを受けるに至ったことが認められる。 もつともEは司法警察員及び検察官に対し、当初の賃借期間の約定を六ケ月と述べ、被告人Bは原審公判廷において、本件賃貸借につき、期間を定めなかった旨供述しているけれども、古名供述は前掲証拠に徴し措信しない。

四、 右認定事実によると、本件建物賃貸借契約締結の際は双方合意のうえ期間を一年と定め、昭和三七年九月末の期間満了時において、被告人らの明示の意思表示に基づき、期間を三ケ月に限つて契約を更新したことが認められ、本件公訴事実は右更新の事実を「建物を貸与して提供した」として起訴したものである。

そこで被告人らにおいて、Eが管理売春をなしていることの情を知つた時 期について検討を加える。前掲各証拠のほかEの司法警察員に対する昭和三八年二 月八日附供述調書、検察官に対する同月一二日附、同月一三日附供述調書、被告人 Aの司法警察員に対する同月四日附、同月七日附各供述調書及び昭和三八年二月一 四日附捜査状況報告書(図面添附)によれば、被告人らがEに転貸した本件建物 は、一軒の家屋の二階と階下の一部分であつて、もと被告人BがI旅館を経営していた部分であり、その他の階下の大部分は、被告人らが居住し、かつ、バー「J」を経営していて、両者は、出入口、炊事場、浴場を共用として、私設電話を以て常時連絡できるようになつていたから、右建物の構造等からして、被告人両名としては、 は、Eが経営するH旅館の実態を充分認識しうる関係にあり、しかも前掲証拠によ れば、被告人日は、Eに本件建物を旅館として転貸するに際し、「商売人(売春婦 のこと)には気をつけんさいよ、一晩に一回位なら言い逃れができるが二回以上はあげんさんなよ」と注意を与え、Eが売春婦を置くことを警戒していたこと、(Eとしては当初から売春婦を置くつもりでいたが、被告人らには明らかにしていなか つた)、昭和三七年四月の花見時分、売春婦四名位が本件建物へ毎日出入りして、 派手にやったことがあった時、被告人Aが、Eに対し「あんたら賑やか過ぎるぞ」 、又その後「ええ加減にして貰わにやうちも困る」といい三回目位には 「なんぼいうてもあんたら聞かんのなららちにも考えがある」と申し向けているこ とが認められ、被告人Bは、自ら検察官に対し「昭和三七年八月頃、EがKという 子や他に二、三人の女の子を住み込ませて売春をやらせていることが判つた」と供 述しているし、被告人Aは、自ら検察官に対し「昭和三七年二、三月頃E方が騒々しいのと、売春婦風の女の出入りが激しくなつたので、Eが売春宿にしていることに気付いていた」と供述しているから、被告人両名としては、遅くとも昭和三七年に気付いていた」と供述しているから、被告人両名としては、遅くとも昭和三七年 八月頃には、Eが本件建物において管理売春をなしていることの情を知つていたも のと認めることができる。そらすると、前認定にかかる同年九月末の契約期間満了 の際、期間を三ケ月と限つて契約を更新した時には、すでに右情を知つていたもの であることが明らかである。

従つて被告人らは共謀して、Eが管理売春をなしていることを知りなが

になつても、被告人らとしても、Eに対し管理売春の行為を止めさせるべく努力していることが認められるから、違法性を阻却するか、期待可能性がない旨主張して いるが、そのような努力を多少したからといつて、前認定のごとく被告人らが情を 知りながら、しかも契約更新をするか否かの自由を有することの認識を有しなが ら、建物提供に該当する契約更新の意思表示をなしている以上、これが売春防止法 -三条第二項に該当する違法有責な行為といわざるをえない。 - 以上認定のごとく被告人らの所為は、売春防止法第一三条第二項に該当す

ることが明らかであるから、本件訴因につき証明不充分として無罪を言い渡した原判決は、法令の解釈適用を誤つた違法に基因するものであり、ひいては判決全部に 影響を及ぼすことが明らかであるから、その余の論旨について判断するまでもなく 破棄を免れない。論旨は理由がある。

そこで被告人Aの控訴は理由がないが、被告人両名に対する検察官の控訴は理由があるので、刑事訴訟法第三九七条、第三八〇条に従い原判決を破棄することと し、同法第四〇〇条但書に則り当裁判所は直ちに判決する。

(罪となるべき事実)

被告人Aに対する強盗傷人の所為は、原判決が判示するとおりであるか らこれを引用する。

被告人A、同Bは、共謀のうえ、昭和三七年九月下旬頃、呉市a町b丁 目c番地自宅において、Eに対し、同人が被告人らよりすでに借り受けている同家 - 階五部屋及び一階の一部において、売春婦数名を居住させ、これに売春させるこ とを業としていることの情を知りながら、これに要する右建物の賃貸借契約を更新 して、同年一〇月一日から昭和三八年一月中旬頃までの間、右家屋の同部分を賃料 ーケ月一万八千円で貸与して提供したものである。

(証拠の標目) (省略)

(法令の適用)

被告人Aの強盗傷人の所為は、刑法第二四〇条前段、第六〇条に、被告人両名の 売春防止法違反の所為は売春防止法第一三条第二項、第一二条、刑法第六〇条、罰 金等臨時措置法第二条に該当するところ、強盗傷人罪の刑については有期懲役刑を 選択し、被告人Aについては強盗傷人罪と売春防止法違反の罪とは刑法第四五条前段の併合罪であるから、懲役刑につき同法第四七条、第一〇条、第一四条に則り併合罪の加重をなし、同法第六六条、第七一条、第六八条第三号により酌量減軽した刑期及び所定の罰金額の範囲内で同被告人を懲役三年六月及び罰金三〇、〇〇円に処することとし、被告人Aに対し刑法第二一条に則り原審における未決勾留日数中二一〇日を右懲役刑に算入し、被告人両名に対する利別の計算を適用し、被告人Bに対しては諸般の情状懲役刑の執行を猶予するを相当と認め、刑法第二五条第一項を適用して、本裁判確定の日から二年間右懲役刑の執行を猶予し、刑事訴訟法第一八一条第一項本文、第一八二条を適用して、原審並びに当審における訴訟費用につき主文掲記のとおり被告人らに負担させることとし、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 高橋英明 裁判官 福地寿三 裁判官 田辺博介)